

石川県公報

平成 25 年 3 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 32 号)

目 次

規 則	訓 令
石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	副知事の担任事項に関する規程の一部改正 (行政経営課) 6
石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 2	

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十九号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 石川県事務委任規則（昭和三十五年石川県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第一号中15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8を10とし、10の前に次のように加える。

9 第三十七条の二の規定による被保護者が支払うべき費用の支払

別表第二保健福祉センター所長の項第一号中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 第十九条第二項の規定による急迫保護の実施

別表第二精舎園長の項及び錦城学園長の項を削り、同表保健所長の項中第三十四号を削り、第三十五号を第三十四号とし、第三十六号から第五十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第五十二号1中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号2中「特定施設使用」を「特定施設等の使用」に改め、同号3中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号4中「第八条」を「第八条第一項及び第二項」に、「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号5中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同号8中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号を同項第五十一号とし、同項第五十三号1中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項中同号を第五十二号とし、第五十四号から第五十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表ダム建設事務所長の項を削る。

第二条 石川県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第三十七号1中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改め、同号3中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に、「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同号4から6までの規定中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同号8中「又は飼養施設の設置」を「飼養施設の設置又は犬猫等販売業」に改め、同号中28を35とし、27を34とし、同号26中「第三十五条第一項及び第二項」を「第三十五条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）」に、「及びねこ」を「又は猫」に改め、同号中26を33とし、25を32とし、24を31とし、23を30とし、22を29とし、21を28とし、20を27とし、19を26とし、26の前に次のように加える。

25 第二十五条第三項の規定による措置の命令又は勧告

別表第二保健所長の項第三十七号中18を24とし、17を23とし、23の前に次のように加える。

20 第二十四条の二の規定による第二種動物取扱業の届出の受理

21 第二十四条の三第一項の規定による変更の届出の受理

22 第二十四条の三第二項の規定による変更等の届出の受理

別表第二保健所長の項第三十七号16中「第二十四条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号16を同号19とし、同号15中「第二十三条第三項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中15を18とし、14を17とし、同号13中「第二十三条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中13を16とし、16の前に次のように加える。

14 第二十一条の六第二項の規定による犬猫等の所有状況の届出の受理

15 第二十一条の六第三項の規定による犬猫等の検査書又は死亡診断書の提出の命令

別表第二保健所長の項第三十七号12を同号13とし、同号11中「第十六条第一項」の下に「(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」を加え、同号中11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10 第十四条第三項の規定による犬猫等販売業の廃止の届出の受理

別表第二保健所長の項第三十七号に次のように加える。

36 第四十一条の二の規定による動物虐待等の発見の通報の受理

別表第二商部小動物管理指導センター所長の項第三号1中「法第二十四条第一項」を「第二十四条第一項(第二十四条の四において準用する場合を含む。)」に改め、同号2中「第三十五条第一項及び第二項」を「第三十五条第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)」に、「及びねこ」を「又は猫」に改め、同表農林総合事務所長の項に次の一号を加える。

九 石川県における水資源の供給源としての森林の保全に関する条例(平成二十五年石川県条例第二十号)

1 第七条第一項又は第三項の規定による届出の受理

2 第八条第一項の規定による通知

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成二十五年九月一日

二 第二条中石川県事務委任規則別表第二農林総合事務所長の項に一号を加える改正規定 平成二十五年十月一日

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表商工労働部の項の次に次のように加える。

観光戦略推進部 企画調整室 観光振興課 首都圏戦略課 国際観光課 国際交流課

第三条第二項中「商工労働部に観光交流局を」を削り、同条第三項の表観光交流局の項を削り、同条第五項中「子ども政策担当課長及び子育て支援担当課長」を「子ども政策課長及び子育て支援課長」に改め、同条第六項の表中観光推進課の項を削り、農業政策課の項の次に次のように加える。

森林管理課 全国植樹祭推進室

第三条第六項の表河川課の項を削る。

第七条第一項の表医療対策課の項第六号を削り、同項第七号中「及びくき地医療の提供」を削り、同項中同号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域医療推進室の項第三号中「の総合的推進」を「及び医療と介護の連携の推進」に改め、同項第四号を次のように改める。

4 救急医療に関すること

第七条第一項の表健康推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表薬事衛生課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項の表第二十号中「の療育並びに」を「及び」に改め、「及び育成医療」を削る。

第八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(観光戦略推進部の各分課等の分掌事務)

第八条の二 観光戦略推進部の各分課の分掌事務は、次のとおりとする。

分 課 名	分 掌 事 務
企 画 調 整 室	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光戦略推進部内の政策、計画及び予算の企画調整に関する事。 2 観光戦略推進部内の人事、組織及び定数の管理及び企画調整に関する事。 3 観光戦略推進部内の事務の連絡調整等に関する事。 4 観光交流戦略の企画立案及び推進に関する事。 5 他府県在住石川県人(会)との連絡に関する事。 6 観光関係団体の育成指導に関する事。
観 光 振 興 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光誘客イベントの企画及び実施に関する事。 2 ニューツーリズムの振興に関する事。 3 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事。 4 コンベンション等の誘致に関する事。 5 温泉地の活性化に関する事(他課の分掌事務を除く)。 6 旅行業に関する事。 7 保健休養林事業に関する事。 8 観光交流施設整備に関する事。 9 石川県県民ふれあい公社との連絡及び調整に関する事。 10 海の自然生態館 いしかわ動物園及びふれあい昆虫館に関する事。 11 観光戦略推進部主管事務で他の分課に属しない事。 12 観光戦略推進部の企画調整室の庶務に関する事(総務事務管理室の分掌事務に係るものを除く)。
首 都 圏 戦 略 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 北陸新幹線の開業PR戦略に係る総合的な企画及び調整に関する事。 2 首都圏からの誘客の促進に関する事。 3 首都圏誘客に係る受け地の魅力向上に関する事。
国 際 観 光 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際観光に関する施策の総合的な企画及び調整に関する事。 2 海外からの誘客の促進に関する事。 3 外国人観光客の受入体制の整備に関する事。 4 通訳案内士に関する事。
国 際 交 流 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流の総合的な企画及び調整に関する事。 2 国際交流に関する情報収集及び啓発に関する事。 3 国際交流事業及び国際協力事業に関する事(他課の分掌事務を除く)。 4 国際交流関係団体の育成指導に関する事。 5 旅券に関する事。 6 海外移住石川県人(会)との連絡に関する事。 7 外国公館等に関する事。 8 国際交流センターに関する事。

第九条第一項の表経営対策課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表森林管理課の項に次の一号を加える。

24 全国植樹祭に関する事。

第九条第三項の表農業人材政策室の項中「第一項の表農業政策課の項第二十二号及び第二十三号」を「第一項の表農業政策課の項第十二号及び第二十一号から第二十三号まで」に改め、同表中山間地域振興室の項中「から第二十一号まで」を「から第二十号まで」に改め、同表技術管理室の項の次に次のように加える。

全国植樹祭推進室	第一項の表森林管理課の項第二十四号に掲げる事務
----------	-------------------------

第十条第一項の表道路建設課の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同表河川課の項第四号中「建設及び」を削り、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とし、同表都市計画課の項

中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、第十一号を削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同表建築住宅課の項第五号を次のように改める。

5 都市再開業法に基づく市街地再開業事業に関する事。

第十条第一項の表建築住宅課の項第二十五号中「ことに」を「ものに」に改め、同項第二十七号を次のように改める。

27 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行に関する事（建築物に係る措置に関するものに限る。）。

第十条第一項の表建築住宅課の項第二十八号を削り、同条第二項の表△建設室の項を削り、同表景観形成推進室の項中「第一項の表都市計画課の項第十号及び第十一号」を「第一項の表都市計画課の項第一号及び第八号」に改める。

第十三条第三項中「置き、当該審議監、参事、技監、知事室長、知事室次長及び政策調整監は上司」を「置くことができるものとし、これらの職にある者は、上司」に改め、同条第四項中「新幹線開業PR推進室に新幹線開業PR推進課長を置き、当該危機管理監付課長、原子力安全対策室長、原子力安全対策室次長、原子力安全対策担当課長及び新幹線開業PR推進課長」を「置くことができるものとし、これらの職にある者」に改める。

第十五条第七号の表備考2の表中「羽咋市旭町」を「羽咋市石野町」に改め、同条第十号の表中「七尾市府中本町」を「七尾市本府中町」に改め、同表維持管理課の項中14を削り、15を14とし、同項の次に次のように加える。

のと里山海道維持管理課（中能登土木総合事務所に限る。）	管 理 係 施 設 整 備 係	1 土木施設の管理（占有及び使用の許可を含む。）に関する事。 2 公共用地における生産物採取の許可に関する事。 3 国土交通省所管国有財産の管理に関する事。 4 土木施設の維持修繕（道路舗装、交通安全施設、道路災害、道路防災、防雪及び除雪事業を含む。）に関する事。 5 工事不用品材料及び物件の保管に関する事。 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築工事に係るものを除く。） （以上一般国道四七〇号（県が管理する区間に限る）、主要地方道七尾輪島線（自動車専用道路区間に限る）、主要地方道金沢田鶴浜線（自動車専用道路区間に限る）及び一般県道金沢羽咋自転車道線に関するものに限る。）
-----------------------------	--------------------	--

第十五条第十号の表建築課の項中「場合」を「もの」に、「及び小松市」を「並びに小松市」に改め、同項に次のように加える。

12 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係る措置に関するものに限る。）（南加賀土木総合事務所にあつては加賀市及び能美市の区域（建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。）並びに小松市の区域を、県央土木総合事務所にあつては金沢市の区域を、中能登土木総合事務所にあつては七尾市の区域を除く。）。

第十五条第十号の表備考の表建築課の項に次のように加える。

9 バリアフリー社会の推進に関する事（公共交通機関の施設以外の建築物等に係る措置に関するものに限る。）。

10 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事（建築物に係る措置に関するものに限る。）。

11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事。

12 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係る措置に関するものに限る。）。

第十五条第十号の表備考を同表備考2とし、同表に備考1として次のように加える。

1 のと里山海道維持管理課の分掌事務については、中能登土木総合事務所は、この表に掲げる所管区域にかかわらず、河北郡、羽咋郡、鳳珠郡、金沢市、かほく市、羽咋市及び七尾市の区域を管轄するものとする。

第十六条第六号の表中

庶務課	センター内の事務の連絡調整及び他課の所掌に属しない事項に関すること。
学習支援課	1 消費者教育の普及及び情報提供に関すること。 2 商品又はサービスについての検査、調査等に関すること。
相談課	消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。

を

相談課	1 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。 2 センター内の事務の連絡調整及び学習支援課の所掌に属しない事項に関すること。
学習支援課	1 消費者教育の普及及び情報提供に関すること。 2 商品又はサービスについての検査、調査等に関すること。

に改め

同条第八号の表石川県立中央病院の項中

経理課	経理係	1 病院事業の予算の経理及び決算に関すること。 2 病院事業の資金計画に関すること。 3 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分に関すること。 4 その他病院事業の財務に関すること。
	施設係	

を

経理課	経理係	1 病院事業の予算の経理及び決算に関すること。 2 病院事業の資金計画に関すること。 3 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分に関すること。 4 その他病院事業の財務に関すること。
病院建設推進課	企画係	県立中央病院の建設に関すること。
	施設係	

に

改め、同表石川県立高松病院の項中

病歴管理室	病歴の管理に関すること。
-------	--------------

を

医療情報室	医療情報に関すること。
-------	-------------

に改め

同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第十七条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とする。

第十九条第二項中「児童生活指導センター、精育園及び錦城学園」を「及び児童生活指導センター」に改める。

別表第一第一号の表石川県社会福祉審議会の項中「健康福祉部企画調整室」を「厚生政策課」に改め、別表第一第二号の表石川県障害者介護給付費等不服審査会の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(石川県通訳案内士法施行細則の一部改正)

2 石川県通訳案内士法施行細則(昭和四十三年石川県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「石川県観光交流局交流政策課」を「石川県観光戦略推進部国際観光課」に改める。

訓 令

石川県訓令第 5 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

副知事の担任事項に関する規程（平成18年石川県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成25年 3 月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 1 条第 2 号才中「観光交流局」を「観光戦略推進部」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。